

滝畑地区の産業廃棄物最終処分場設置について

【 事業計画の概要 】

- ・ 目的：
最終処分場がない和歌山市において、県外処理への依存及び不法投棄、災害廃棄物等への対応を行うとともに、市内発生 of 産業廃棄物の市内適正処理体制を構築するため。
- ・ 産業廃棄物最終処分場（安定型）：
①廃プラ ②ゴムくず ③金属くず ④ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ⑤がれき類
- ・ 設置場所：
滝畑字内原 681-1、681-5、682、684-1 の各一部
上黒谷字茂谷 615 の一部
- ・ 処理能力：
最終処分場：面積 17.33 h a、容積 2,901,165.5 m³
調整池：面積 0.50 h a、水処理施設：面積 0.07 h a
合計：面積 17.90 h a

【 経 緯 】

平成22年9月14日市内に最終処分場の設置相談があった。その後、事業計画書（事前調査用）が平成23年1月26日（水）に提出を受け、各行政機関に関係法令及び条例等について調査し、法令及び条例等のある関係各課等を対象に事業者による説明会が平成23年4月12日（火）に開催され、現在は事業者と関係各課との協議を行っているところであります。

今後の手続きとしては、生活環境影響調査報告書及び事業計画書の作成のち和歌山市紛争予防条例に基づく手続きとなります。



事業計画書（事前調査用）

平成 23 年 1 月 26 日

和歌山市長 様

住 所 和歌山市梅原 637 番地の 1
 氏 名 バルベックステクノ株式会社
 代表取締役 西村 和浩
 TEL (073) 452-9393

産業廃棄物処理施設の設置の目的又は設置を必要とする理由	最終処分場が無い和歌山市において、県外処理への依存及び不法投棄、災害廃棄物等への対応を行うとともに、市内発生 ^① の産業廃棄物の市内適正処理体制を構築するため。
産業廃棄物処理施設の種類及び当該施設において処理する産業廃棄物の種類	産業廃棄物最終処分場（安定型） ^① 廃プラスチック類 ^② ゴムくず ^③ 金属くず ^④ ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず ^⑤ がれき類
産業廃棄物処理施設の設置場所	和歌山市滝畑字内野原 681-1、681-5、682、684-1 の各一部 和歌山市上黒谷字苜谷 615 の一部
産業廃棄物処理施設の処理能力	最終処分場：面積 17.33ha、容積 2,901,165.5 m ³ 調整池：面積 0.50ha 水処理施設：面積 0.07ha 合計：面積 17.90ha
産業廃棄物処理施設の処理方法、構造及び設備の概要	安定型埋立処理 埋立部遮水シート工、排水工、浸出水処理設備設置 ※別紙カタログ添付
生活環境の保全のための措置及びその結果期待される効果	※別紙添付書類参照
事業を実施するために必要な許可の種類	産業廃棄物処理施設設置許可（最終処分場） 産業廃棄物最終処分業 産業廃棄物収集運搬許可（積替保管含む）
その他の事項	※別紙添付書類参照

* 産業廃棄物処理施設等の設置場所周辺の概要（土地利用状況・利水状況）も記載してください。



信達金熊寺

桑畑

四石山
964.4

信達楠畑

植ノ子峠

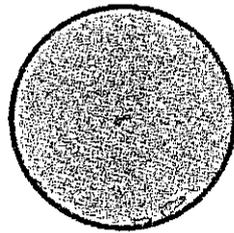
境谷

▲490.2
雲山峰

滝畑

渡田川

設置予定場所



阪和自動車道

JR阪和線

郷ノ峠

安上

府中

北別所

上黒谷

相谷

紀原台ロータリー

根来ゴルフ

紀原台

原

西安上

土崎北小

金池

弘西

紀ノ川

紀ノ川

紀ノ川

上野橋寺新

紀原行バス
行先 紀原駅

上野

山田西

中筋日延

山行

中黒

黒木

赤坂内

金

和線

阪和自動車道

神波

川西

中筋日延

吉田

中島

黒木

赤坂内

金

川屋

北

水穂

楠本

川辺

川辺

中島

小倉

田井ノ原

新井

水穂

川辺

川辺

川辺

満屋

小倉

川屋

田井ノ原

新井

川辺

川辺

川辺

満屋

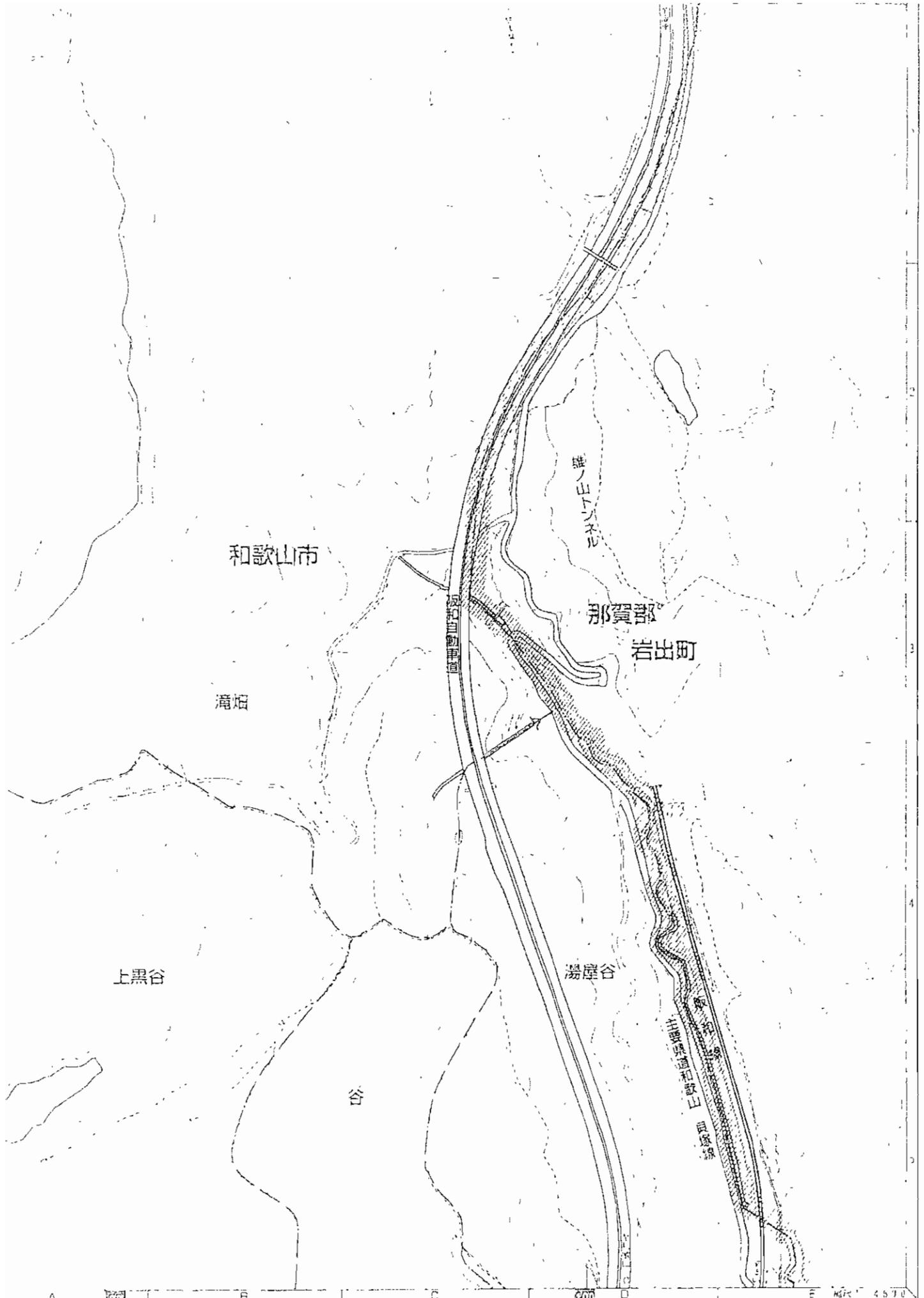
小倉

3

JR和歌山線

大垣内

(c)2006/Altec Mapping K.K



和産廃第2692号
平成23年2月2日
(2011年)

阪南市長 福山 敏博 様

和歌山市長 大橋 建 一

産業廃棄物最終処分場設置に係る関係法令及び条例等について（照会）

本市の市政運営の推進につきましては、日頃より格別のご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、本市では別添のとおり事業者から事業計画書（事前調査用）の提出があり、今後各関係機関との手続きを円滑に進めるために、関係法令及び条例等がある部署についてご教示いただきたく、お手数ですが取りまとめのうえ、次のとおり回答をお願いいたします。

- 1 事業内容等 別添資料
- 2 照会事項
 - ① 事業計画（完了後を含む。）について関係法令及び条例等がある部署
 - ② 関係法令及び条例等の名称
- 3 回答様式 別 紙
- 4 回答期日 平成23年2月14日（月）

和歌山市市民環境局 環境保全部産業廃棄物課 西川・生田 電話073-435-1221 Eメール sangyohaiki@city.wakayama.lg.jp
--

和産廃第 19 号
平成23年4月15日
(2011年)

各関係所属長 様

和歌山市市民環境局環境保全部産業廃棄物課長

産業廃棄物最終処分場設置に係る事業計画に対する意見について（依頼）

本市の市政運営の推進につきましては、日頃より格別のご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、平成23年4月12日に開催された事業者による当該事業計画の説明会には、お忙しいところご出席していただき有難うございました。

表題の件につきまして、各関係課より指導又は協議事項についてご意見を頂きたく、次のとおり意見書の提出をお願い致します。また、意見なき場合もその旨ご回答願います。

なお、回答いただいた意見につきましては、とりまとめのうえ、事業者へ通知します。
各関係課におかれましては指導又は協議等対応方よろしく申し上げます。

- 1 意見書 : 別 紙
- 2 提出期限 : 平成23年4月26日（火）
- 3 提出先 : 和歌山市市民環境局環境保全部産業廃棄物課
管理班 担当 西川・生田
電話073-435-1221
メールアドレス sangvohaiki@city.wakavama.lg.jp



阪生第69号
平成23年4月26日

和歌山市市民環境局
環境保全部産業廃棄物課長 様

阪南市市民部生活環境課長

意見書

平成23年4月12日に説明のあった産業廃棄物最終処分場設置に係る事業計画について、次のとおり指導又は協議事項がありますので意見します。

申請者の住所及び氏名	住所：和歌山市梅原637番地の1 氏名：バルベックステクノ株式会社 代表取締役 西村 和浩
施設の設置計画場所	和歌山市滝畑字内野原681番1、681番5、682番、684番1の各一部 和歌山市上黒谷字茂谷615番の一部
意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当該区域の河川流域は、大阪府及び阪南市が管理する山中川水系に流入することから、事故時における緊急連絡体制を確立するとともに、河川法第67条等の関係法令を遵守すること。 ○ 府道和歌山貝塚線の山中溪地区における交通安全対策について所轄部署である大阪府岸和田土木事務所と協議すること。(以上、土木管理室) ○ 府道和歌山貝塚線は山中溪駅付近より和歌山側の道幅が狭く、わんぱく王国・ハイキング等利用される多くの方が通行している。 阪南市での説明会において、和歌山県以外からの産廃の搬入ルートは山中溪地区を通行し、その量も多くなる見込みとの報告を受けたが、大型ダンプやロングボディー車が通行すると大変危険なため、和歌山市側からの搬入を搬入先に指示するなど安全面での配慮を十分にすること。 また、搬入ルート及び山中川流域で関連する自治会(山中溪・和泉鳥取台等)に対して、和歌山市滝畑地区と同様、丁寧な住民説明会をできる限り早期に行い、住民の意見を真摯に受け止め考慮すること。 (以上、市民協働まちづくり振興課)

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 山中川の水を農業用水として利用している田畑については、最終処分場の排水による水質の影響が懸念される。このことから、関係地元水利組合等に対し、事業計画等の説明会を行い、同意を得ること。 また、環境アセスに農作物に対する調査項目を追加して頂きたい。 ○ 昨今、有害鳥獣（イノシシ）による田畑の被害が深刻となっているが、当該事業に伴う木の伐採により、イノシシが山を追われ、阪南市の田畑に被害が及ぶ懸念もあることから、有害鳥獣の対応策について示されたい。 (以上、農林水産課) ○ 搬入ルートとして計画されている府道和歌山貝塚線沿線地域となる山中溪地区などにおいて、搬入車両による道路騒音、振動及び粉じんの影響が懸念されることから、地域住民に対する説明会を早期に行うとともに、住民からの意見に対しては真摯に対応すること。 また、工事車両の通行ルートを示し、阪南市側をルートとする場合は上記と同様に対応すること。 ○ 山中溪地区では、山中川において蛍を育成し、地域の観光資源として取り組んでいる。最終処分場からの排水に対する影響について地域住民が危惧することが考えられるため、地域住民に対する説明会を行い、住民からの意見に対しては真摯に対応すること。 ○ 事業に伴う環境監視計画及び監視目標値を示すとともに、事業量及び環境監視の結果を阪南市に報告する体制を検討されたい。また、環境監視の結果等に伴い、異常時における対応について検討されたい。 (以上、生活環境課)
<p>意見に係る根拠法令等</p>	<p>河川法 道路法 阪南市自治基本条例 阪南市環境保全条例</p>

*連絡先 担当者氏名：魚見 岳史

電話番号（内線）：072 - 471 - 5678（内線 2200）

別紙



岩市生環 第 4 号
平成23年 4月28日
(2011年)

和歌山市市民環境局
環境保全部産業廃棄物課長 様

生活環境課長 居谷 正

意見書

平成23年4月12日に説明のあった産業廃棄物最終処分場設置に係る事業計画について、次のとおり指導又は協議事項がありますので意見します。

申請者の住所及び氏名	住所：和歌山市梅原637番地の1 氏名：バルベックステクノ株式会社 代表取締役 西村 和浩
施設の設置計画場所	和歌山市滝畑字内野原681番1、681番5、682番、684番1 の各一部 和歌山市上黒谷字茂谷615番の一部
意見	設置計画書を閲覧した結果、特に意見はありません。
意見に係る根拠法令等	

*連絡先 担当者氏名： 大島 成樹
電話番号 (内線)：0736-62-2141 (197)

別紙



産指 第 1138号
平成23年5月16日

和歌山市市民環境局
環境保全部産業廃棄物課長 様

大阪府環境農林水産部循環型社会推進室
産業廃棄物指導課長

「産業廃棄物最終処分場設置に係る事業計画に対する意見について（回答）」

標記について、本府関係各課の意見をふまえ、以下のとおり回答します。

申請者の住所及び氏名	住所：和歌山市梅原637番地の1 氏名：バルベックステクノ株式会社 代表取締役 西村 和浩
施設の設置計画場所	和歌山市滝畑字内野原681番1、681番5、682番、684番1 の各一部 和歌山市上黒谷字茂谷615番の一部
意見	<p>本事業については、平成23年2月24日付け産指第1747号で回答した内容に御配慮のうえ、以下のとおり、事業者に対する指導や本府に対する情報提供をいただくよう貴市にお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none">・事業計画や生活環境影響調査の方法や結果等について、阪南市、阪南市住民等の関係者への説明と意見聴取等の配慮を図るよう事業者に指導をお願いしたい。・放流水による河川水質への影響や搬入車両の走行に伴う沿道環境への影響等、大阪府域への環境影響が懸念されることから、事業者に対する適切な指導をお願いしたい。 <p>なお、処分場からの排出水等について定期的な水質検査を行い、結果を公表されるよう事業者に指導をお願いしたい。</p> <ul style="list-style-type: none">・今後とも、本府に対して適宜情報の提供がなされるようお願いしたい。
意見に係る根拠法令等	環境基本法第16条

*連絡先 担当者氏名：小西、前田

電話番号（直通）：06-6210-9571

意見書回答一覧 (和歌山市)

局	部	課	意見 (有・無)	所管する法令	意見(協議事項等の内容)
1 総務局	企画部	企画課	有	国土利用計画法第23条第1項	新会社設立後、土地所有者との間で締結する賃貸借契約の内容により国土利用計画法に基づく届出が必要となります。
2 市民環境局	環境保全部	環境政策課	有	騒音規制法 振動規制法 和歌山県公害防止条例 土壌汚染対策法 水質汚濁防止法	事業開始前 処分場建設時に、特定建設作業を実施する際には、前もって届出をすること。 掘削・盛土する合計面積が3,000㎡以上の場合、土壌汚染対策法に基づく事前届出を行うこと。 地下浸透対策を適切に行うこと。また、浸出水を適切に処理するため水処理施設を設置すること。 事業開始後 悪臭防止法に基づき、特定悪臭物質の22物質を敷地境界で測定し、排水については、4物質を測定し、ともに規制基準値を遵守すること。 排水については、水処理施設を適切に管理することにより、有害物質については、水質汚濁防止法に基づく地下水における有害物質の地下浸透規制基準を遵守するよう努めること。また、生活環境項目については、下流に滝畑浄水場の取水口があること、山中川の環境基準点がA類型に指定されていることから、下流への水質に影響を及ぼさないよう努めること。
3 まちづくり局	産業部	農林水産課	有		施設の設置計画場所は、一部林道滝畑線の区域内にあります。 林道は、和歌山市所有ではないが、築造時より市が管理している状態です。 現在、計画している土地に施設を設置する場合は、一部林道の廃止手続きをとらなければなりません。 そのため、地元自治会および土地所有者の同意を得て和歌山市に廃止承認申請していただく必要があります。 廃止する場合は、進入地点への立看板の設置、廃止後の代替道路の整備および林業施業者の道路の使用許可等、各種手続きを行っていただく必要があります。 その他、林道周辺の通行および周辺林地等に影響が出ないように、随時協議していく必要があります。
4 まちづくり局	産業部	耕地課	有		南谷池の取扱いについて協議事項があります。
5 まちづくり局	都市計画部	開発指導課	有	都市計画法 宅地造成等規制法	当事業計画区域内に設置される建築物が、当該事業完了までの期間に設置が限定した仮設建築物であれば、都市計画法第29条第1項第11号に該当し、同法に基づく許可は不要です。 また、当事業計画における完了時の土地利用計画が、当該計画書記載のとおり、森林に還元するものであれば、宅地造成等規制法第2条第2号に規定する宅地造成に当たらず、同法の規制を受けるものではありません。
6 まちづくり局	都市計画部	建築指導課	有	建築基準法	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第一号から第十三号の二に掲げる産業廃棄物の処理施設であれば、建築基準法第51条の規定にかかりません。最終処分場であるため、ここに該当しないと考えられますが、建物又は工作物を建築するときは、建築基準法の制限を受けることが考えられます。
7 まちづくり局	都市整備部	都市整備課	有	屋外広告物法 和歌山市屋外広告物条例	屋外広告物(看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板等)の設置計画がある場合は、事前に当該課と協議してください。
8 建設局	基盤整備部	道路管理課	有	和歌山市財務に関する条例 和歌山市公有財産規則 和歌山市普通財産売却事務取扱要綱	当該施設の設置計画場所には、当該課が財産管理する里道・水路があるので、その用途廃止、払下げ等を必要とする場合は、事前協議を行ってください。
9 建設局	基盤整備部	河川港湾課	有		現状の河川を維持すべく支障無きよう、調整池等の管理をされたい
10 農業委員会		農業委員会事務局	無	農地法	地目が全て山林のため意見はありません。

意見書回答一覧 (和歌山市)

	局	部	課	意見 (有・無)	所管する法令	意見(協議事項等の内容)
11	消防局		予防課	有	和歌山市火災予防条例	<p>廃棄物類の中にプラスチック類及びゴムくず(製品)が入っていましたが、数量により和歌山市火災予防条例の指定可燃物の規制を受けます。 合成樹脂類 発泡させたものは20立方メートル、その他のもの(プラスチック類及びゴム等)は3,000キログラムで届出が必要</p> <p>集積された産業廃棄物による火災発生が予想され、集積場所付近には水利がなく消火困難となりますが、現地には産業廃棄物の埋め戻し用の土砂及び掘削用の重機が用意されており、これによる窒息消火が可能と思われます。 よって、常に重機が操作できるよう、操作員の連絡表の提出をお願いします。</p>
12	消防局		警防課	有		<p>都市計画法では、開発に該当しないので、消防水利についての協議については必要なしとします。 ただし、水利が不十分であるため、火災発生時、付近に延焼しないよう防火帯を設けるなど必要な措置を講ずること。</p>
13	教育委員会	生涯学習部	文化振興課	有	文化財保護法	<p>現時点では、埋蔵文化財包蔵地の所在地ではないが、埋め立て予定が広大で埋め立て工事が完了した時には、現地表面を再確認できなくなるため、一度、現地を踏査して確認しておきたい。</p>
14	水道局	工務部	企画建設課	有	水道法第2条	<p>今回計画の産業廃棄物最終処分場建設予定地の直下流には、本市水道局の滝畑浄水場があり、当該処分場建設予定地は飲料水を供給する浄水場の貴重な集水域に入っています。このことから、直接的に影響を及ぼす範囲であるため、今回計画の産業廃棄物最終処分場は、滝畑浄水場の集水域外での設置を要望します。若しくは滝畑浄水場の取水施設を、現況の水量及び水質が確保できる場所へ移転していただくよう要望します。 なお、今後はこれらの点について当局と十分協議されたい。</p>

意見書回答一覧 (和歌山県)

部(局)	局(部)	課(室)	意見 (有・無)	所管する法令	意見(協議事項等の内容)
1 企画部	企画政策局	企画総務課	有	近畿圏の保全区域の整備に関する法律第8条 近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行 令第4条	事業予定地は近郊緑地保全区域に指定されているため、建築物その他の工作物の新築、木竹の伐採、野外における廃棄物の堆積には、県知事への届出が必要です。 事業計画が定まり次第、届出方法等について協議を開始すること。
2 企画部	地域振興局	地域政策課	有	国土利用法第23条第1項 和歌山県の事務処理の特例に関する条例第2 条第55号	国土利用計画法は、適正かつ合理的な土地利用の確保を図るため、土地取引について届出制を設けています。一定面積以上の土地の取引をしたときは、届出が必要です。 (国土利用計画法第23条第1項) 1 土地取引に係る契約(土地に関する権利の移転又は設定をする契約、予約を含む。)をしたときは、届出が必要。 2 届出を要する契約 売買、入札、保留地処分(区画整理)、交換、営業譲渡、譲渡担保、代物弁済、現物出資、共有持分の譲渡、地上権・賃借権の設定又は譲渡、予約完結権・買戻権の譲渡、信託受益権の譲渡、地位譲渡、第三者のためにする契約等(これらの取引の予約である場合も含む。) 3 届出を要する取引の規模 (1) 市街化区域 2,000㎡以上 (2) (1)を除く都市計画区域 5,000㎡以上 (主に、市街化調整区域及び都市計画非線引区域) (3) 都市計画区域以外の区域 10,000㎡以上 4 届出者及び届出先について 土地の権利取得者(買主)は、契約を締結した日から起算して2週間以内に土地の所在する市町村長に届け出る。 (※)和歌山県では、平成22年4月1日より、上記届出に関する事務が、市町村へ権限移譲されています。(従来は県知事あて届出) 和歌山市内で土地を購入した場合は、和歌山市長あて届出することとなります。 【想定される場合】 事業計画にあたり、事業者が処分場の土地を新たに購入等、上記「2 届出を要する契約」に該当し、土地の規模が上記「3 届出を要する取引の規模」に該当する場合は、届出する必要があります。なお、その場合、権限移譲により届出先は市町村長となっています。 【例外 県が担当課となる場合】 県内において、国土利用計画法第12条の「規制区域」、第27条の3の「注視区域」、第27条の6の「監視区域」が設定された場合、区域内においての土地取引届出等のあて先は「県知事」となります。 ただし、現在県内に規制、注視、監視いずれの区域も設定されていません。 区域が設定された場合は、県報で告示されます。
3 環境生活部		自然環境室	有	自然公園法 和歌山県立自然公園条例 和歌山県自然環境保全条例並びに鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	当該協議に係る計画区域については、自然公園法、和歌山県立自然公園条例、和歌山県自然環境保全条例並びに鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき規制対象区域に該当しません。 なお、事業の執行にあたっては、周辺の自然景観並びに種の保存法で指定されている国内希少種及び和歌山県レッドデータブック記載の絶滅危惧種の保護について十分ご配慮ください。
4 環境生活部	県民局	食品・生活衛生課	有	水道法	公共用水域及び地下水(特に、近傍水道水源)の水質を汚濁することのないように十分注意すること。 また、市の水道担当部局と十分協議願います。
5 商工観光労働部	商工労働政策局	商工観光労働総務課	有	計量法	計量法では、はかりを取引証明に使用する場合は計量法第16条第1項第2号の規定に適合したはかりを設置する必要があります。 なお、設置した際には和歌山県あてに設置届を提出してください。 また、設置後2年に1回、定期検査が必要になります。定期検査について、和歌山市内に設置されている計量器は、和歌山市市民生活部市民総務課消費生活班が実施していますので、詳細については同班にご確認ください。
6 農林水産部	農林水産政策局	農林水産総務課	無		設置場所の登記地目はすべて山林であり現況も山林であること及び周辺に農地がないことから、意見はありません。
7 農林水産部	森林・林業局	林業振興課	有	森林法	当該計画区域には、地域森林計画対象民有林が存在するため、開発により森林を伐採する場合は、森林法に基づく下記の手続きが必要です。 ◎地域森林計画対象民有林内で1haを超える開発行為を行う場合 森林法第10条の2に基づく、知事の「開発行為の許可」が必要 ◎地域森林計画対象民有林内で1ha以下の開発行為を行う場合 森林法第10条の8に基づき、あらかじめ、市町村の長に「伐採及び伐採後の造林届出書」の提出が必要

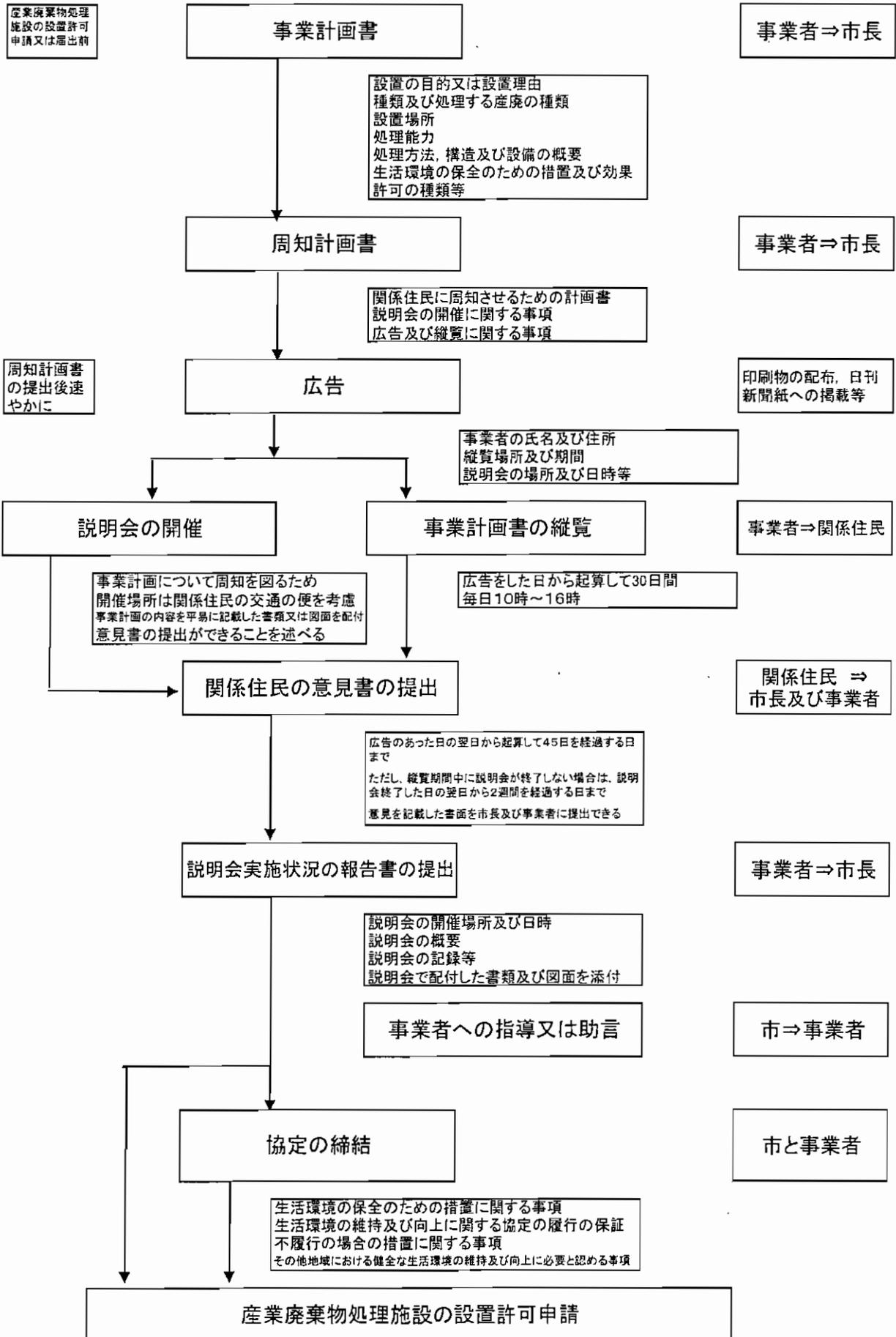
意見書回答一覧 (和歌山県)

部(局)	局(部)	課(室)	意見 (有・無)	所管する法令	意見(協議事項等の内容)
8 農林水産部	森林・林業局	森林整備課	有	森林法 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律	<p>○森林法</p> <p>・当該開発計画は、森林法第10条の2の規定による林地開発許可が必要です。 なお、林地開発許可申請を行う場合は、下記の事項について、充分留意してください。</p> <p>1.災害の防止、水害の防止、水の確保、環境の保全について、計画地周辺及び下流域への影響を防止する具体的な対策を明確にするとともに、土木工事、洪水調整池等の防災工事、残置森林の配置等の計画に当たっては、林地開発行為の許可基準に従うこと。 2.開発後の森林への復旧等緑化については、確実な成林が見込まれる計画内容であること。 3.開発区域内及び隣接地の地権者並びに水利組合等の利害関係者を的確に把握し、その同意を得ること。 4.計画に伴う残土処理の方法を明確にすること。 5.林地開発許可申請に当たっては、開発計画に対する関係町の意見を尊重し十分な協議・調整を行うとともに、地元関係住民の理解を得ること。 6.「林地開発許可申請の手引」(平成19年4月)に従い必要書類の取りまとめを行うこと。 ・開発区域内には保安林はありません。 しかし、開発地周辺に保安林がありますので、土砂の流出等、荒廃の原因となる行為は行わないようご注意ください。 また、保安林は、原則として開発行為は行えませんので、開発の計画策定にあたっては、十分ご注意ください。 ・開発地周辺には国有林がありますので、事前に和歌山森林管理署と十分に協議願います。</p> <p>○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律</p> <p>・造林補助事業施行地である森林を、本事業完了年度の翌年度から起算して5年以内に、森林以外の用途に転用又は立木竹の全面伐採除去等による用途変更する場合は、当該転用に係る補助金相当額を返還することになりますので、ご留意願います。 なお、森林所有者等から、補助金返還に係る転用等の申し出があった場合には、関係振興局及び事業実施主体等が、当該所有者等に造林補助事業の意義、公益性を説明し、極力、転用等を思い留まるよう説得に努めることとなります。</p>
9 農林水産部	水産局	資源管理課	有	和歌山県内水面漁業調整規則 第24条	<p>1. 工事中の汚濁水又は竣工後の排水等により、水産動植物に被害を及ぼさないように措置すること。 2. 万一、漁業に被害が生じたとき及び工事施工により発生する諸問題については、当事者において責任を持って解決すること。</p>
10 県土整備部	道路局	道路保全課	有	道路法	<p>1 県道と歌山貝塚線他県道及び県管理の道路を通行する際には、海草振興局建設部の指示事項を遵守すること。 2 最終処分場建設に係る工事の施行等にあたっては、海草振興局建設部と協議すること。</p>
11 県土整備部	河川・下水道局	河川課	無	河川法	<p>特に意見無し。(県管理河川に放水を行わないため) ただし、事業計画に変更が生じ、又は、計画を精査するなかで県管理河川に影響が生じると思われる場合には、別途連絡、事前協議をお願いしたい。</p>
12 教育委員会事務局	生涯学習局	文化遺産課	有	文化財保護法第96条	<p>工事に際し出土品等の出土により貝づか、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは、文化財保護法第96条に基づく届出が必要です。</p>
13 海草振興局	地域振興部	企画産業課	無		<p>地域水産業の振興を管轄する私どもとしましては、最終処分場設置予定地の近隣河川では漁業が営まれていないことから、特に意見なしとさせていただきます。</p>
14 海草振興局	地域振興部	林務課	有	森林法 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律	<p>・森林法部分については、森林整備課と同意となります。</p> <p>・造林補助事業施行地である森林を、本事業完了年度の翌年度から起算して5年以内に、森林以外の用途に転用又は立木竹の全面伐採除去等による用途変更する場合は、当該転用に係る補助金相当額を返還することになりますので、ご留意願います。 なお、森林所有者等から、補助金返還に係る転用等の申し出があった場合には、関係振興局及び事業実施主体等が、当該所有者等に造林補助事業の意義、公益性を説明のうえ、所要の手続き、指導等を行うこととなります。</p>
15 海草振興局	地域振興部	農地課	有		<p>計画地区内には和歌山市所有の農業用ため池が存在し所有者及び管理者・使用者等と綿密な打ち合わせを行い、機能確保するよう努められたい。</p>
16 海草振興局	建設部	管理課	有	道路法第15条、第22条、第43条、第43条の2、第58条	<p>1 県道と歌山貝塚線他県道及び県管理の道路を通行する際には、次のことを遵守すること。 ・通行に伴う道路の破損等は、申請者の責任において速やかに復旧すること。 ・通行に伴い地元等から苦情等が出た場合には、申請者の責任において速やかに対処すること。 ・通行に伴い積荷の落下等により道路を汚した場合には、申請者の責任において速やかに対処すること。 ・通行においては、一般車両の交通の支障となる事態を発生させないよう充分留意すること。 2 最終処分場建設予定地搬出入路の出入口付近については、県道と歌山貝塚線の災害防除に関する法面工事を予定しているため、最終処分場建設に係る工事の施行等については、当建設部と協議すること。</p>

意見書回答一覧 (大阪府・阪南市・岩出市)

自治体	担当部署	意見 (有・無)	所管する法令	意見(協議事項等の内容)
1 大阪府	産業廃棄物指導課	有	環境基本法第16条	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画や生活環境影響調査の方法や結果等について、阪南市、阪南市住民等の関係者への説明と意見聴取等の配慮を図るようお願いしたい。 ・放流水による河川水質への影響や搬入車両の走行に伴う沿道環境への影響等、大阪府域への環境影響が懸念される。なお、処分場からの排水水等について定期的な水質検査を行い、結果を公表されるようお願いしたい。
2 阪南市	市民部生活環境課	有	河川法 道路法 阪南市自治基本条例 阪南市環境保全条例	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当該区域の河川流域は、大阪府及び阪南市が管理する山中川水系に流入することから、事故時における緊急連絡体制を確立するとともに、河川法第67条等の関係法令を遵守すること。 ○ 府道と歌山貝塚線の山中溪地区における交通安全対策について所轄部署である大阪府岸和田土木事務所と協議すること。(以上、土木管理室) ○ 府道と歌山貝塚線は山中溪駅付近より和歌山側の道幅が狭く、わんぱく王国・ハイキング等利用される多くの方が通行している。阪南市での説明会において、和歌山県以外からの産物の搬入ルートは山中溪地区を通過し、その量も多くなる見込みとの報告を受けたが、大型ダンプやロングボディー車が通行すると大変危険なため、和歌山市側からの搬入を搬入先に指示するなど安全面での配慮を十分にすること。 また、搬入ルート及び山中川流域で関連する自治体(山中溪・和泉鳥取台等)に対して、和歌山市滝畑地区と同様、丁寧な住民説明会をできる限り早期に行い、住民の意見を真摯に受け止め考慮すること。(以上、市民協働まちづくり振興課) ○ 山中川の水を農業用水として利用している田畑については、最終処分場の排水による水質の影響が懸念される。このことから、関係地元水利組合等に対し、事業計画等の説明会を行い、同意を得ること。 また、環境アセスに農作物に対する調査項目を追加して頂きたい。 ○ 昨今、有害鳥獣(イノシシ)による田畑の被害が深刻となっているが、当該事業に伴う木の伐採により、イノシシが山を追われ、阪南市の田畑に被害が及ぶ懸念もあることから、有害鳥獣の対応策について示されたい。(以上、農林水産課) ○ 搬入ルートとして計画されている府道と歌山貝塚線沿線地域となる山中溪地区などにおいて、搬入車両による道路騒音、振動及び粉じんの影響が懸念されることから、地域住民に対する説明会を早期に行うとともに、住民からの意見に対しては真摯に対応すること。 また、工事車両の通行ルートを示し、阪南市側をルートとする場合は上記と同様に対応すること。 ○ 山中溪地区では、山中川において蜆を育成し、地域の観光資源として取り組んでいる。最終処分場からの排水に対する影響について地域住民が危惧することが考えられるため、地域住民に対する説明会を行い、住民からの意見に対しては真摯に対応すること。 ○ 事業に伴う環境監視計画及び監視目標値を示すとともに、事業量及び環境監視の結果を阪南市に報告する体制を検討されたい。また、環境監視の結果等に伴い、異常時における対応について検討されたい。(以上、生活環境課)
3 岩出市	生活環境課	無		設置計画書を閲覧した結果、特に意見はありません。

和歌山市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防に関する条例フロー





平成23年 6月27日

和歌山市議会議長

和田 秀 教 様

要 望 書

山口地区滝畑地内を中心とする山林での産業廃棄物最終処理場の設置反対を強く要望いたします。

市議会議長 和田 秀教様には、市政にかける熱意と安心・安全なまちづくりへのご尽力に対し深く感謝申し上げます。

さて、本年5月に山口地区における産業廃棄物最終処理場（安定型）の設置計画の情報を入手致しましたが、その計画は、余りにも自然環境及び生活環境の破壊につながる怖れが大きく、近隣である滝畑自治会は勿論のこと、山口地区住民の総意として山口地区連合自治会が当産業廃棄物最終処理場の設置に断固反対することになりました。

自然環境アセスメントにより明らかになることではしょうが、処理場にかかる山林の伐採は自然環境に大きく影響し、その環境破壊が及ぼす動物・植物等に対する影響もさることながら、自然の保水能力を失い鉄砲水や土石流による洪水・土砂災害を引き起こします。

更には、廃棄物による悪臭は勿論、産業廃棄物特有の物質の流出等の怖れも大であります。

また、建設予定地は中央構造線や根来断層の上であり、万が一、計画が実施された場合、埋め立て地が安定する前に地殻変動で有害物質が排出する怖れもあり、地質的にもこの種の処理場には適さない地と考えられます。

この地はご存じのとおり、和歌山県・和歌山市が観光立県として力を入れている世界遺産・熊野古道に通じる道であり、産業廃棄物の運搬車の走行には全く似つかわしくはなく、道路自体そのように設計されていません。

滝畑の住民にとっての直接の被害としては、処分場からの雨水、伏流水の殆どが滝畑川に流出し、その下流にある平成15年に建設費2億円超の巨費を投じて建設された美味しい水を供給する滝畑浄水場の水質に影響することでしょう。また、付近の川や農業用水用の溜池が汚染され、清らかな水で育った米として隠れたブランド米の評価も失うことにもつながることでしょう。住民にとっては生活基盤を奪われる思いです。

私たちは、絶対反対です。どうか、私たち住民の切実なる願いをお汲み取りのうえ、安全・安心なまちづくりを行っていただきますようお願いいたします。

なお、市長様にも同趣旨の要望書を提出致します。

和歌山市山口地区連合自治会

和歌山市平岡8番地

会長 園部 尚正

滝畑自治会

和歌山市滝畑74番地

会長 瀧本 貞雄

